○長岡市道路占用許可基準

令和５年３月27日　全部改正
令和７年３月６日　一部改正
令和８年11月24日　一部改正

第１章　通則

（通則）

第１条　本基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）で定める道路の占用に関し、法第32条第１項に定める占用物件ごとにその主なものについて許可基準を示したもので、長岡市道路占用規則（平成元年３月28日付規則第16号。以下「規則」という。）第３条で定める道路の占用の許可基準として適用するものである。

２　この基準に定めのない占用物件については、法第32条第１項の限定列挙の趣旨に反しないよう厳格にその適否を判断した上で、適宜類似の占用物件の基準を適用する。

３　本基準は、道路占用を奨励するものではなく、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ず許可する場合に、一般的に満たすべき条件を基準として示したものである。したがって、許可の際は道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合であるか、十分検討の上、本基準を適用するものである。

（準用）

第２条　本基準に定めのない事項は、新潟県道路占用許可基準（昭和61年４月１日付道維第50号。以下「県基準」という。）に定める規定を準用する。

２　占用工事の施工にあたっては、この基準に定めるもののほか、新潟県土木工事標準仕様書（昭和40年12月25日制定）の内容を準用する。

第２章　共通事項

第１節　基本事項

（占用申請が必要になる期間）

第３条　占用期間が次に定める期間を下回る場合は、道路占用許可を要しない。

(1)　長岡市道路占用料徴収条例（昭和40年３月31日付条例第15号。以下「条例」という。）において、１年単位又は１か月単位で設定されている物件は、１日未満

(2)　条例において、１日単位で設定されている物件は、１時間未満

２　道路、占用物件及びその他状況を勘案して、道路管理者が申請不要と判断した物件については、前項の限りではない。

第２節　冬季間掘削制限

（冬季掘削制限期間）

第４条　冬季掘削制限期間は、毎年12月１日から３月15日までとする。

２　市長が認める場合は、掘削制限期間の始期又は終期を変更することができる。

（除雪業者との調整）

第５条　当該箇所が道路管理者が委託した者による除雪の対象となっている路線の場合は、占用者は自ら除雪を行う等、除雪業者との調整を行い一般交通の支障にならないように対策を施すこと。

第３節　法40条第１項但し書きの適用について

本規定の適用については、法第40条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第 137 号）等の規定の主旨を鑑み、真にやむを得ない場合であるか、十分検討の上で個別具体的に判断すること。

（適用する事由）

第６条　適用する場合の事由は、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、当該行為が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に定める投棄に該当することがないよう真にやむを得ない状況か判断すること。

(1)　技術的に撤去が困難な場合

【例示】

ア　埋設深と掘削影響範囲内に近接する構造物があり、撤去により多大な影響を与えるおそれがある。

イ　道路構造物等の直下にあるため撤去するためには移設する必要がある。

ウ　病院その他市民の生命に関わる施設への供給を長時間遮断するおそれがある。

エ　病院、消防署、駅、その他利用者の多い公共施設の前面道路で、長時間の掘削工事により重大な交通障害を起こす場所

(2)　廃止物自体に有益性がある場合

ア　残置物自体が地盤を支える役割を果たしている等、撤去する場合は周辺の地盤に影響を及ぼすおそれがある。

イ　時間を置かずに再度利用する予定がある。

（残置に関する協議書）

第７条　但し書き適用を申請する場合は、道路占用許可申請前に「残置に関する協議書（様式第１号)」を提出すること。

２　占用者においては、次の各号のいずれについて確約するものであること。

(1)　残置物に起因するトラブルは占用者の責任において解決すること。

(2)　道路管理者から指示のあった場合は、その指示に従い占用者の負担ですみやかに撤去し、また、必要な場合は、道路管理者が撤去することに同意すること。

(3)　当該物件が第三者の発注する工事で支障になった場合は、占用者が責任を持って協議・解決すること。

(4)　前条に定める事由に該当しなくなった場合は、占用廃止届を提出し、占用者の費用

負担で速やかに撤去すること。

第３章　各占用物件の基準

第１節　法第32条第１項第１号該当物件

（ごみステーション）

第８条　固定式ごみステーションについては、下記に定めのない事項は、県基準「第１：６郵便差出箱・公衆電話ボックス」に定める基準を準用する。

(1)　設置場所は、道路の法敷等の通行に支障がない場所とすること。

(2)　除雪路線ではないこと。緊急に除雪する場合など、除雪作業においてごみステーションを損傷する可能性があることについて了承すること。

(3)　当該物件の車道側外側（扉を開けた状態でのもの)の位置は、車道端から 0.25 メートル以上路端よりとすること。

(4)　ほかの占用物件がある場合は、可能な限り近接して設置すること。

(5)　町内会等の組織が設置するものであること（個人で設置するものは認めない)。

(6)　大きさは歩行者の通行又は道路構造に支障とならないよう最小限度とすること。

(7)　占用者名を表示すること。

(8)　転倒防止、夜間の視認性の確保など、適切な保安施設を設けること。

(9)　占用許可にあたっては、下記の条件を付す。

ア　道路管理者は設置後であっても安全な交通の妨げになっていると判断した場合は、当該施設の撤去又は移動を命じることができるものとする。また、長岡市の事業において支障となる場合は、速やかに移転するとともに、移転に係る費用は占用者が負担すること。

イ　周辺地権者等の第三者の都合により移転が必要になった場合は、誠意をもって問題解決に当たること。

ウ　占用物件及び周囲の景観を損ねないよう、適切に管理すること。

エ　占用する道路及びその付帯施設に損害を与えた場合は、速やかに道路管理者に報告するとともに、占用者の負担で現況復旧すること。

オ　占用者は当該占用物件の使用を終了したときは、速やかに道路管理者に廃止届を提出するとともに、占用物件を撤去すること。

カ　占用者が組織を解散する場合は、解散前に占用物件を撤去するものとする。なお、撤去前に組織を解散した場合の責任者は解散時の代表とする。

キ　当該占用物件の使用が継承された場合は、その占用物件に関する権利義務も継承されるものとする。

（制御盤）

第９条　消雪パイプ等の制御盤については、下記に定めのない事項は、県基準「第１：６郵便差出箱・公衆電話ボックス」に定める基準を準用する。

(1)　道路の交差、接続、屈曲部から５メートル以内の場所ではないこと。
(2)　道路の法敷又は歩道部分に設置し、車道端部から 0.5 メートル以上距離を取ること。これによりがたい場合は、道路管理者と協議し、通行に支障のない場所とする。
(3)　点字ブロックのある歩道部に設ける場合は、点字ブロックから 0.5 メートル以上距離を取ること。
(4)　ほかの占用物件がある場合は、可能な限り近接して設置すること。
(5)　車両、歩行者、除雪等の交通環境を踏まえて安全確保策を講じること。
(6)　消雪組合又は法人等の組織が設置するものであること。
(7)　制御盤の寸法等は下記を標準とし、通行及び道路構造の支障にならないよう最小限とすること。
ア　本体の大きさは、高さ 1.35 メートル以下、奥行き 0.3 メートル以下、幅 0.9 メートル以下とする。
イ　ＧＬから制御盤の底部までの高さは１メートル以上とする。
ウ　取り付ける柱の高さは 6.7 メートル以下とする。
エ　基礎については、必要最低限とする。
オ　占用者名を表示すること。
(8)　下記の維持管理条件を付す。
ア　道路管理者は設置後であっても安全な交通の妨げになっていると判断した場合は、当該施設の撤去又は移動を命じることができる。
イ　当該施設に起因する道路及びその付帯施設への損害並びに第三者への損害については、占用者の責任において解決するものとし、直接的・間接的問わず、長岡市は一切の責任を負わない。
ウ　長岡市又は周辺地権者の支障により、移転が必要になった場合は、利害関係者と誠意をもって問題解決に当たるものとする。
エ　占用物件及び周囲の景観を損ねないよう、適切な管理を実施する。
(ｱ)　設置した制御盤及び周辺の清掃及び張り紙の撤去を定期的に行う。
(ｲ)　設置した制御盤の屋根及び周辺の除雪は、占用者の責任においておこなうものとする。
(ｳ)　設置した制御盤の破損又は塗装等補修の必要が生じた場合は、占用者の責任において速やかに実施する。
オ　占用する道路及びその付帯施設に損害を与えた場合は、速やかに道路管理者に報告するとともに、占用者の負担で原状回復するものとする。
カ　占用者が組織を解散する場合は、解散前に占用物件を撤去するものとする。なお、撤去前に組織を解散した場合の責任者は解散時の代表とする。
キ　当該占用物件の使用が継承された場合は、その占用物件に関する権利義務も継承されるものとする。

（電柱等）

第10条　電柱・電話柱・支柱・支線柱については、下記に定めのない事項は、県基準「第１：１　電柱・電線等」の基準を準用する。

２　法第37条第１項の規定により、新たに地上に設けられる電柱の道路占用を制限する区域は以下のとおりとする。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

道路の種類及び路線名	区　域
一般国道351号	長岡市新町１丁目（新潟県との管理界）から 長岡市表町１丁目（市道東幹線63号線との交点）まで
一般国道352号	長岡市大手通１丁目（一般国道351号との交点）から 長岡市殿町２丁目（新潟県との管理界）まで
一般国道404号	長岡市美沢（一般国道17号との交点）から 長岡市学校町１丁目（一般国道352号との交点）まで
主要地方道長岡停車場線	長岡市大手通１丁目（長岡駅）から 長岡市大手通１丁目（一般国道351号との交点）まで
市道東幹線１号線	長岡市千歳１丁目から 長岡市千歳２丁目まで
市道東幹線76号線	長岡市高見町から 長岡市高見町まで
市道東幹線79号線	長岡市横枕町（一般国道17号との交点）から 長岡市横枕町まで
市道西幹線１号線	長岡市蓮潟５丁目から 長岡市蓮潟４丁目まで
市道西幹線３号線	長岡市蓮潟４丁目から 長岡市蓮潟町まで
市道西幹線10号線	長岡市巻島１丁目（一般国道352号との交点）から 長岡市上野町まで
市道西幹線75号線	長岡市寺島町から 長岡市蓮潟５丁目まで
市道西幹線81号線	長岡市西津町から 長岡市蓮潟町まで
市道西幹線82号線	長岡市福戸町から 長岡市高野町まで
市道１号線	長岡市東坂之上町１丁目から 長岡市大手通１丁目まで

市道584号線	長岡市宮原２丁目から 長岡市千歳１丁目まで
市道906号線	長岡市千歳２丁目から 長岡市千歳１丁目まで
市道上川西144号線	長岡市上野町から 長岡市福戸町まで
市道上川西147号線	長岡市蓮潟町から 長岡市上野町まで
市道上川西313号線	長岡市寺島町から 長岡市千秋３丁目まで
市道上川西334号線	長岡市千秋２丁目から 長岡市千秋２丁目まで
市道上川西398号線	長岡市上野町から 長岡市上野町まで
市道上川西399号線	長岡市大荒戸町から 長岡市福道町まで
市道宮内２号線	長岡市摂田屋町から 長岡市摂田屋町まで
市道中之島64号線	長岡市池之島から 長岡市池之島（一般県道七軒町見附線との交点）まで
市道越路121号線	長岡市浦から 長岡市浦まで
市道越路429号線	長岡市浦から 長岡市浦まで
市道和島８号線	長岡市島崎から 長岡市島崎まで

第２節　法第32条第１項第２号該当物件

（水道管・給水管・消雪送水管）

第11条　水道管等については、下記に定めのない事項は、県基準「第２：１水管、８マンホールの位置等、９橋梁への添架」の基準を準用する。

(1)　路盤と路床の間に埋設表示シートを布設すること。

(2)　既定の土被りを確保できない場合は、必要な耐荷重を満たすよう防護すること。

２　この基準は、水道事業管理者以外が設置する配水の内、圧送するもの（飲料用井戸水、消雪送水管等）についても適用することとする。

（下水道管・雨水排水管）

第12条　下水道管及び雨水の排水管等については、下記に定めのない事項は、県基準「第２：２下水道管」の基準を準用する。

(1)　当該道路に雨水処理のために布設されている管きょ等がある場合は、原則として道路側溝への接続を認めないこと。

(2)　道路側溝よりも民地内に泥貯め用の桝を設置し、その上澄み水を放流すること。

（消雪散水管）

第13条　消雪散水管については、次に定める基準に適合すること。

(1)　鉄筋コンクリートによる防護を行い、車両荷重に耐えられる構造とすること。表面は滑り止め加工（箒仕上げ等）を施すこと。

(2)　原則として１つの路線上で散水管を並走して複数設置しないこと。ただし、下記のいずれかに該当する場合を除く。この場合においても、設置する数量は最低限とし、構造物間の離隔は1.5メートル以上確保すること。

ア　道路の交差・接続する部分等の雪だまりにより通行に支障が大きくなる恐れがある箇所

イ　歩道のない６メートル以上の道路で、通学路に指定されている道路

ウ　残雪が常態化しており、道路又は他の占用物件の構造から当該箇所に布設する以外に解決を図れない場合

エ　流水を妨げる構造物（中央分離帯等）が道路中央部に設置されていることにより、複数個所からの散水を要する場合

オ　車道有効幅員が８メートルを超える場合

カ　歩道と車道が分離している道路にそれぞれ布設する場合

(3)　流水での消雪の効率化を図るため、オーバーレイ等で適切な道路勾配を設けること。この時アスファルト合材は密粒度アスコンとし、横断勾配は2.5パーセント程度とすること。これによりがたい場合は、道路管理者と協議すること。

(4)　道路区画線等の位置、道路勾配等を考慮し、効果的に消雪できる位置に布設すること。

(5)　橋りょう部における散水管の設置は、地覆および歩道端からの路側散水を原則とす

る。

(6) 原則として直線部においては道路中央部、片勾配及び曲線部については道路端部に設置するものとする。

(7) 散水された水の流下方向に排水施設が設置されていること。

附　　則

（施行期日）

1　改正後の基準は、令和５年４月１日から適用し、従前の道路占用許可基準については廃止する。

（経過措置）

2　改正後の基準の施行期日前に許可された物件については、この基準に基づき許可されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　改正後の基準は、令和７年４月１日から適用する。

2　改正後の基準の施行期日前に許可された物件については、この基準に基づき許可されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　改正後の基準は、令和８年 11 月 24 日から適用する。

2　改正後の基準の施行期日前に許可された物件については、この基準に基づき許可されたものとみなす。

別記第１号様式（第７条関係）

（占用者名）

残置に関する協議書

道路法第40条第１項但し書きの適用を受けたいので関係書類を添えて協議します。

所在地	長岡市　　地先	残置物形状	
路線名	市　道　　号線	数　　量	

【　事　由　】

□(1)　技術的に撤去が困難な場合のいずれかに該当する

□埋設深と掘削影響範囲内に近接する家屋等があり撤去により基礎が傾くなど多大な影響を与えるおそれがある。

□道路構造物やほかの占用物件の直下にあるため、撤去するために他の構造物を移設する必要がある。

□病院その他市民の命に関わる施設への供給を長時間遮断するおそれがある。

□病院、消防署、駅、その他利用者の多い公共施設の前面道路で、長時間の掘削工事により重大な交通障害を起こす場所

□その他道路管理者がやむを得ないと判断した場合

□(2)　廃止物件自体に有益性がある場合の次のいずれかに該当する

□残置物自体が地盤を支える土留めの役割を果たしている等、撤去する場合は周辺の地盤に影響を及ぼすおそれがある。

□時間を置かずに再度利用する予定がある。

【　条　件　】

□陥没等の安全対策等、施工方法について記載。

(内容)

【　協　議　日　】

協　議　日	年　月　日
占用者(担当)	
道路管理者	

別記第１号様式（第７条関係）

【 添 付 書 類 】

（１）位置図（広域＝縮尺 2500 分の１程度、詳細＝縮尺 250 分の１程度）

（２）平面図（残置管と新管の位置関係がわかるもの）

（３）断面図（縦断・横断）

なお、これらの処理は撤去が可能になるまでの暫定的なものであり、下記について確約します。

記

１．残置管に起因するトラブルは占用者の責任において解決します。

２．道路管理者から指示のあった場合は、その指示に従い占用者の負担ですみやかに撤去します。また必要な場合は、道路管理者が撤去することに同意します。

３．当該物件が第三者の発注する工事で支障になった場合は、占用者が責任を持って協議・解決します。

４．協議書の【事由】に該当しなくなった場合は、占用廃止届を提出し、占用者の費用負担で速やかに撤去します。

以上